

## 第 1 回専門委員会の指摘事項に対する回答について

指摘事項	回答
① 産業廃棄物処理施設の維持管理計画を示すこと。	別紙 1 をご参照ください。
② 既存施設、新施設及び自主基準値の比較が出来るような資料を提示すること。	別紙 2 をご参照ください。
③ 平成 9 年ごろに愛知県の許可申請における臭気への対応策について提示すること。	<p>平成 9 年の産業廃棄物処理施設の許可申請時に、悪臭に係る要望がありましたが、当時の対応について、記録の確認が出来ておりません。</p> <p>本件への対応策については、事業者より説明を行わせていただきます。</p>
④ 感染性産業廃棄物の焼却に係る運転管理の方法について示すこと。	<p>感染性産業廃棄物は専用容器に入っており、中を開けることは法律上できませんが、他の廃棄物と比較して高カロリーな廃棄物です。新施設では感染性産業廃棄物は専用搬送装置で運ばれ、固形物投入機で他の廃棄物と混合し投入する為、焼却温度への影響を少なくなるよう計画しています。</p> <p>また、感染性廃棄物の内容物に関して、歯科の場合は注射針が少なくガーゼが多いなど、病院や科別によって異なります。契約時や受入前に営業担当者が排出者から聞き取りを行い、その情報を現場と共有するなど、内容物の把握を積極的に行う計画です。</p>
⑤ 焼却施設の燃焼ガスの滞留時間の計算では、2.2 秒の時間となっているが、滞留時間が 2 秒以上確保できる根拠がわかる資料を提示すること。	<p>本計画では、燃焼炉上部及び再燃焼室で燃焼ガスを 2 秒以上滞留可能な再燃焼部容積を確保しています。燃焼炉に付帯している下部ドラム処理室や雑缶処理室から発生する燃焼ガスは燃焼炉下部から燃焼炉内部に流れ、それらの燃焼ガスや炉内で発生する燃焼ガスを含めて 2 秒以上の滞留時間が確保できる構造となっています。(参考資料① 炉内構造図、② 焼却設備 再燃焼室構造図)</p>
⑥ 新施設と旧施設において環境対策の比較がわかる資料を提示すること。	別紙 3 をご参照ください。

<p>⑦ 焼却施設では重油を使用することとなるが、重油の使用量は増えるか、または省エネルギー化をどの程度図ることが出来るかを示すこと。</p>	<p>現在の施設での重油使用量は1日当たり約700Lです。新施設では1日当たり約720Lとなる為、使用量は微増します。ですが、施設の処理能力は現在の施設の日量18tに対し、新施設では日量120tとなる為、処理量あたりの重油使用量は39L/tから6L/tとなり、大幅な省エネルギー効果が見込まれます。</p>
<p>⑧ 処理量の増加および稼働時間の延長に対し、技術の進歩および24時間稼働にすることによるメリットを燃焼効率や環境負荷低減効果を含めて、提示すること。</p>	<p>新施設では、24時間稼働とすることにより、毎日の立上げ立下げ時間が無くなり、常に炉内温度が800℃以上に保持される為、連続的な安定燃焼が可能となります。</p> <p>稼働中の既存施設は8時から17時まで9時間稼働の為、毎日の立上げ立下げが必要です。立上げ時はバーナーにより炉内を800℃以上に昇温します。また、立下げ時は燃し切り完了まで燃焼温度を800℃以上に保持する為に、重油を使用しています。</p> <p>新施設では、月に1回程度の立上げ立下げとなる為、立上げ立下げ時の昇温に必要な重油の削減が計れます。また、廃棄物を処理する為に使用する助燃用の重油の使用量も低減することにより、環境負荷の低減を図ります。</p>
<p>⑨ ダイオキシンの分解とは、多環芳香族からの塩素の脱離を示すのか。あるいは、多環芳香族自体の分解も示すのかを明確にすること。</p>	<p>触媒装置でのダイオキシン類の分解は、多環芳香族自体の分解となります。</p> <p>(参考資料③ 触媒構造図)</p>
<p>⑩ 9,000 m<sup>2</sup>から3,000 m<sup>2</sup>未満への計画をするに至った経緯。どのような理由で変更になったか。</p>	<p>当初は焼却施設、焼成設備及び焼成製品保管場所を含めた敷地面積9,000 m<sup>2</sup>での開発計画でした。</p> <p>これは他社では大規模開発が認められている実情(某自動車部品製造会社等)と公図上、県道の幅員が12mの都市計画道路であることから、そのように計画・検討を行ってきたものです。</p> <p>しかし、豊橋市建築指導課の実測により、一部で「道路の幅員」が12mに満たない箇所があることが判明しました。そのため県・市</p>

	<p>双方と取扱の協議を継続してきましたが、豊橋市建築指導課より認可出来ない行政指導がなされたためやむを得ず平成26年7月に3,000㎡未満での開発計画に変更することになりました。</p> <p>焼却施設の形式をキルン&amp;ストーカ式からキルンを取りやめ、ストーカ式だけにするにより、動線計画の効率化や焼却棟の縮小が可能となりました。焼却処理後の燃え殻を焼成処理する計画を全面的に取りやめ、3,000㎡未満の計画へ変更致しました。</p>
<p>⑪ 焼却施設建設工事計画P3 1はじめに 施設更新の背景についての内容の説明を行うこと。</p>	<p>○既存施設からの改善 ⑧をご参照ください。</p> <p>○愛知県、静岡県西部地域における廃棄物処</p> <p>○焼却物の荷質の変化への対応</p> <p>○排出事業者からのニーズへの対応</p> <p>詳細については事業者より説明を行わせていただきます。</p>
<p>⑫ 湖西市の反対している地域及び反対理由について</p>	<p>湖西市の白須賀の地域など株式会社明輝クリーナーの原町工場の近い地域から意見をいただいております。</p> <p>意見書として、本市に提出された意見については別紙4をご参照ください。</p>
<p>⑬ 事業のメリットの災害時対応について詳細に説明を提示すること</p>	<p>事業者より説明を行わせていただきます。</p>
<p>⑭ 本市における株式会社明輝クリーナーの産業廃棄物処理量について詳細に提示すること</p>	<p>株式会社明輝クリーナーの産業廃棄物処理量は、平成28年度実績で約2万4千tとなっています。うち焼却量は約3千500tとなっており、市内の中でも処分量が比較的多い処理業者となっています。</p>